

作成	平成25年3月 6日	原規防発第130301002号	原子力規制委員会決定
変更	平成26年4月 17日	原規放発第14041711号	原子力規制委員会決定
変更	平成27年4月 1日	原規放発第15033134号	原子力規制委員会決定
変更	平成28年3月 22日	原規放発第1603225号	原子力規制委員会決定
変更	平成28年8月 1日	原規放発第16080120号	原子力規制委員会決定
改正	平成29年12月 8日	原規放発第1712084号	原子力規制委員会決定
変更	令和 2年7月 3日	原規総発第2007031号	原子力規制委員会決定

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第1項及び第182号第2項の規定に基づき、原子力規制委員会国民保護計画を別添のとおり定める。

平成25年3月6日

原子力規制委員会

附 則

この計画は、国民の保護に関する基本指針の施行の日（平成25年3月22日）から施行する。

附 則

この計画は、国民の保護に関する基本指針の施行の日（平成26年5月9日）から施行する。

附 則

この計画は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律施行の日（平成28年3月29日）から施行する。

附 則

この計画は、国民の保護に関する基本指針の施行の日（平成28年8月24日）から施行する。

附 則

この計画は、平成29年12月19日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年7月10日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会国民保護計画

平成 25 年 3 月 22 日
最終変更 令和 2 年 7 月 10 日

原子力規制委員会

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 防災基本計画及び原子力規制委員会防災業務計画との関係	2
第4節 計画の見直し	2
第2章 実施体制の確立	2
第1節 平素における組織・体制等の整備	2
1 原子力規制委員会における体制の整備	2
2 原子力規制事務所における体制の整備	2
3 原子力規制委員会における連絡体制及び参集体制の整備	3
4 原子力規制事務所における連絡体制及び参集体制の整備	4
5 国民保護措置の実施機能等の確保	4
6 国民保護措置に関する職員の研修等	5
第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立	5
1 原子力規制委員会の招集	5
2 原子力規制委員会国民保護対策本部	5
3 関係機関等との連携	6
4 特殊標章等の交付等	6
第3章 国民保護措置の実施	6
第1節 国民保護措置の実施に関する基本方針	6
1 基本人権の尊重	6
2 国民の権利利益の迅速な救済	6
3 国民に対する適時適切な情報提供	7
4 関係機関との協力の確保	7
5 国民の協力の懇願	7
6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	7
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	7
8 国民保護措置を実施する者の安全の確保	7
第2節 住民の避難及び避難住民等の救援に関する措置	7
1 武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び報告	7
2 警報の発令、通知及び伝達	8
3 避難措置の指示	8
4 安否情報の収集及び提供	8
5 被災情報の収集及び報告	8
第3節 武力攻撃災害への対応措置	8
1 武力攻撃災害への対応方針	8
2 原子力・放射線関連施設の安全確保	8
第4節 訓練及び備蓄	10
1 訓練	10
2 備蓄	10
第4章 武力攻撃原子力災害への対処	10

第1節 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関する基本方針	10
1 関係機関との連携	10
2 国民に対する適時適切な情報提供	10
3 武力攻撃原子力災害への対応措置を実施する者の安全の確保	10
第2節 武力攻撃原子力災害時の組織・体制等の整備	10
1 原子力規制委員会の議決の特例	10
2 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部	11
3 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部	12
4 連絡体制及び参集体制の整備	12
5 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施機能の確保	12
6 武力攻撃原子力災害への対応措置に関する職員の派遣等	13
第3節 武力攻撃原子力災害への備え	13
1 武力攻撃原子力災害への対応訓練の実施	13
2 平素における国民等への情報提供	13
第4節 武力攻撃原子力災害への対応措置	14
1 武力攻撃原子力災害に係る通報等	14
2 応急対策	14
3 復旧対策	16
第5章 緊急対処事態への対処	16
第1節 緊急対処事態における活動体制の確立	16
1 原子力規制委員会緊急対処保護対策本部の設置	16
2 緊急対処保護対策本部の組織及び運営	16
3 緊急対処保護対策本部の事務	16
4 緊急対処保護対策本部の廃止	17
第2節 緊急対処保護措置の実施方法	17

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務に関し、武力攻撃事態等における国民保護措置の内容及び実施方法その他国民保護措置の実施に必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりとする。

- ・武力攻撃事態等 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
- ・武力攻撃事態 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。
- ・武力攻撃予測事態 事態対処法第2条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。
- ・緊急対処事態 事態対処法第22条第1項に規定する緊急対処事態をいう。
- ・武力攻撃 事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。
- ・武力攻撃災害 国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。
- ・国民保護措置 国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。
- ・緊急対処保護措置 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置をいう。
- ・武力攻撃原子力災害 国民保護法第105条第7項第1号に規定する武力攻撃原子力災害をいう。
- ・事態対策本部 事態対処法第10条第1項の事態対策本部をいう。
- ・武力攻撃事態等現地対策本部 国民保護法第24条第2項の武力攻撃事態等現地対策本部をいう。
- ・緊急対処事態対策本部 事態対処法第23条第1項の緊急対処事態対策本部をいう。
- ・指定行政機関 事態対処法第2条第5号に規定する指定行政機関をいう。
- ・指定公共機関 事態対処法第2条第7号に規定する指定公共機関をいう。
- ・指定地方行政機関 事態対処法第2条第6号に規定する指定地方行政機関をいう。
- ・指定地方公共機関 国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。
- ・核燃料物質等 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第28条第5号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物をいう。
- ・核原料物質 国民保護法施行令第28条第6号に規定する核原料物質をいう。
- ・放射性同位元素等 国民保護法施行令第28条第7号に規定する放射性同位元素及び放射性汚染物をいう。
- ・原子力事業者 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。
- ・原子力事業所 原災法第2条第4号に規定する原子力事業所をいう。

- ・原子力・放射線関連施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第2条第7項の原子力施設（以下単に「原子力施設」という。）若しくは核原料物質の取扱所又は放射性同位元素等の取扱所をいう。

第3節 防災基本計画及び原子力規制委員会防災業務計画との関係

この計画に定めるもののほか、原子力規制委員会が実施する武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置については、防災基本計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。）及び原子力規制委員会防災業務計画（原規防発第120919004号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）。以下同じ。）の定めの例により行うものとする。

第4節 計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、隨時見直しを行い、必要に応じ、これを変更するものとする。計画の変更に当たっては、組織変更に伴う場合その他の軽微な変更である場合を除き、関係指定行政機関の長の意見を聴く等、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

第2章 実施体制の確立

第1節 平素における組織・体制等の整備

1 原子力規制委員会における体制の整備

（1）主管部局

原子力規制委員会の所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備を行う主管部局は、緊急事案対策室とする。

（2）主管部局の事務

緊急事案対策室は、次に掲げる事務を行う。

- ・緊急時のための連絡網の作成その他原子力規制委員会内の連絡体制及び参集体制の整備
- ・指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
- ・第2章第2節2に規定する原子力規制委員会国民保護対策本部（この節において「国民保護対策本部」という。）が設置された場合の原子力規制委員会内の事務分掌の整備
- ・この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
- ・この計画の見直し
- ・その他国民保護措置の実施に必要な事務

2 原子力規制事務所における体制の整備

（1）業務担当者

原子力規制事務所の所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備を行う業務担当者は、原子力防災専門官（原子力規制庁組織細則（原

規総発第 120919002 号（平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定）第 10 条第 2 項第 1 号の総務課原子力防災専門官をいう。以下同じ。）及び上席放射線防災専門官（同項第 3 号の監視情報課上席放射線防災専門官をいう。以下同じ。）とする。

（2）原子力防災専門官の事務

原子力防災専門官は、次に掲げる事務を行う。

- ① 原子力事業者及び地方公共団体が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言すること。

- ② その他原子力災害の発生又は拡大の防止に関する事務を総括すること。

この計画における具体的な業務は以下のとおりとする。

- ・緊急時のための連絡網の作成その他原子力規制事務所内の連絡体制及び参集体制の整備
- ・原子力事業者、地方公共団体、指定地方公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
- ・平素における措置（原子力事業者との調整等）の推進
- ・国民保護対策本部が設置された場合の事務分掌の整備
- ・原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言
- ・この計画の見直しに伴う原子力規制事務所の体制、業務内容等の見直し
- ・その他国民保護措置の実施に必要な事務

（3）上席放射線防災専門官の事務

上席放射線防災専門官は、次に掲げる事務を行う。

- ① 原子力事業所周辺等の緊急時モニタリングの実施に関する専門的事項についての関係地方公共団体との連絡・調整、緊急時モニタリングに係るシステムの点検・管理等のこと。

- ② その他緊急時モニタリングに関する事務を総括すること。

この計画における具体的な業務は以下のとおりとする。

- ・関係地方公共団体その他の関係機関との連絡体制の整備
- ・平素における措置（関係地方公共団体等との調整等）の推進
- ・この計画の見直しに伴う原子力規制事務所の体制、業務内容等の見直し
- ・その他国民保護措置の実施に必要な事務

3 原子力規制委員会における連絡体制及び参集体制の整備

（1）情報連絡ルートの確立

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、各課等において複数の連絡担当者を定め、原子力規制委員会内の情報連絡ルートの確立を図る。情報連絡ルートは、原子力規制委員会防災業務計画によるほか防災訓練等を通じて定期的に確認する。

なお、連絡担当者が変更となったときは、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、速やかに緊急事案対策室に報告するものとする。

（2）情報連絡手段の確保

緊急事案対策室は、武力攻撃事態等における原子力規制委員会内の情報連絡手段を確

保するため、携帯電話等の通信機器の充実に努めるとともに、重要回線の専用線化、衛星通信の活用を含めた情報連絡手段の多重化等に努める。また、非常災害時の通信の確保を図るため、通信設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のための訓練を行う。

(3) 参集体制の確立

緊急事案対策室は、武力攻撃事態等において的確かつ迅速に初動体制を構築できるよう、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁長官、次長、緊急事態対策監その他職員の参集基準をあらかじめ定めることとする。

4 原子力規制事務所における連絡体制及び参集体制の整備

原子力規制事務所は、原子力規制庁における連絡体制及び参集体制に倣い、連絡体制及び参集体制を整備する。また、原子力規制庁との情報連絡ルートを確立するため、原子力防災専門官の中から原子力規制庁連絡担当者を指定し、緊急事案対策室への情報連絡ルートを確保しておく。

原子力規制庁連絡担当者は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにし、原子力規制庁連絡担当者が変更となったときは、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、速やかに緊急事案対策室に変更登録を行う。

5 国民保護措置の実施機能等の確保

緊急事案対策室及び会計部門は、武力攻撃災害の発生時において、原子力規制委員会及び原子力規制事務所が応急対策の中核拠点としての機能を果たし得るよう、庁舎の防災機能の向上等を目的として、次に掲げる措置を講ずる。また、会計部門は、原子力規制委員会が管理する施設が被災した場合に、防災業務の実施体制を確保するため、職員・来訪者等の安全対策、施設の復旧、防災に関する物資及び資機材の整備、点検等を行う。

(1) 庁舎の防災機能の向上等

原子力規制委員会及び原子力規制事務所の庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努めるほか、原子力規制委員会及び原子力規制事務所における通信機器については、多重性及び多様性を持たせるとともに、資機材の耐震固定並びにアンテナ及びケーブルの耐災害性の確保を図る。

また、原子力規制委員会の情報システムについては、バックアップ体制の充実、記録媒体の多重化等に努める。さらに、災害による停電等に対応するための非常用発電設備については、燃料の確保等を行う。

(2) 緊急時対応センターの継続的な機能強化

武力攻撃事態等に伴って実施する応急対策のための初動体制確立の円滑化等災害即応体制の強化を図るため、原子力災害対策の中核施設として原子力規制委員会に整備されている緊急時対応センターの機能を継続的に強化する。

(3) 庁舎が被災した場合の代替施設の確保

原子力規制委員会及び原子力規制事務所の庁舎が被災し、その使用が不可能となった場合に備え、代替施設として、政府本部との連携、他の原子力規制事務所によるバック

アップ体制等を考慮しつつ、首都直下地震対応における代替施設又は周辺地域において代替施設となる原子力規制委員会が管理する施設若しくは緊急事態応急対策等拠点施設等を確保する。

6 国民保護措置に関する職員の研修等

緊急事案対策室は、関係職員に対して、国民保護措置に係る資料の配布、研修会の実施等を通じ、国民保護措置に関して次に掲げる事項の周知徹底を図る。

- ・国民保護法その他の関係法令の概要
- ・この計画の概要
- ・武力攻撃事態等における連絡網

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 原子力規制委員会の招集

原子力規制委員会委員長は、武力攻撃事態等に至ったときは、必要に応じて、原子力規制委員会を招集するものとする。

2 原子力規制委員会国民保護対策本部

(1) 原子力規制委員会国民保護対策本部の設置

武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部が設置されたときは、直ちに、原子力規制委員会委員長を長とする原子力規制委員会国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、国民保護対策本部は、速やかに、国民保護対策本部を設置した旨を、事態対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の連絡窓口に通知するものとする。

(2) 国民保護対策本部の組織及び運営

原子力規制委員会委員長が指揮を執れない場合におけるその職務代行者に関する事項
その他の国民保護対策本部の組織及び運営に関する事項は、原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定。以下同じ。）、原子力規制委員会防災業務計画等の定めに準ずるものとする。

(3) 国民保護対策本部の事務

国民保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ・国民保護措置の実施に関する原子力規制委員会内の総括及び総合調整
- ・事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
- ・事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の原子力規制委員会内への提供
- ・原子力規制委員会内からの被災情報その他の情報の取りまとめ
- ・国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的な作成等広報活動の総括
- ・その他国民保護措置の実施に関し必要な事務

(4) 国民保護対策本部の廃止

武力攻撃事態等において、事態対策本部が廃止されたときは、速やかに国民保護対策本部を廃止する。

3 関係機関等との連携

(1) 事態対策本部への職員の派遣

国民保護対策本部は、その指名する職員を、事態対策本部に参画させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に従事させるものとする。また、政府調査団等が派遣される場合には、必要に応じ、関係職員を派遣するものとする。

(2) 被災地等への職員の派遣

- ① 武力攻撃災害が発生したときは、国民保護対策本部は、状況に応じ、職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等に従事させるものとする。
- ② 国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の要請があったときは、国民保護対策本部は、速やかに適任と認める職員を派遣するものとする。
- ③ 国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき又は国民保護法第152条第1項の規定による職員の派遣のあっせんの求めがあったときは、国民保護対策本部は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、速やかに適任と認める職員を派遣するものとする。

4 特殊標章等の交付等

原子力規制委員会委員長は、別に定める要綱に従い、所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、国民保護法第158条第1項の特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させるものとする。

第3章 国民保護措置の実施

第1節 国民保護措置の実施に関する基本方針

原子力規制委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、関係機関と協力しつつ、所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 基本人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続の実施体制等についてあらかじめ検討を行い、武力攻撃事態等が発生したときは、これらの手続について迅速な処理に努めるものとする。また、これらの手続に関連する文書については、逸失等を防ぐため安全な場所に保存する等その保存には特段の配慮を払うほか、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、行政文書管理上定められている保存期間を延長するものとする。

3 国民に対する適時適切な情報提供

武力攻撃事態等においては、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、原子力規制委員会が実施する国民保護措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供するものとする。情報提供に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に特段の配慮をする者に対しても確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

4 関係機関との協力の確保

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たっては、事態対策本部と緊密な連携を確保するほか、平素から、関係省庁、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県の知事その他の執行機関から、国民保護措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

5 国民の協力の懇意^{じょうよう}

避難住民の誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助等についての国民の自発的な意思による協力を得られるよう、パンフレット等防災に関する啓発の手段等も活用しつつ、国民保護措置の重要性について、平素から教育や学習の場も含め様々な機会を通じて広く啓発に努めるものとする。

6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定公共機関及び指定地方公共機関による国民保護措置の実施方法等については、これらの機関の自主性を尊重するものとする。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障害者等に対してきめ細かな配慮をするほか、外国人の安否情報の収集・提供等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

8 国民保護措置を実施する者の安全の確保

国民保護措置については、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、これを実施する者の安全の確保に配慮するものとする。また、原子力・放射線関連施設の管理者に対し、その管理に係る原子力・放射線関連施設の安全確保のための必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に対して当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該管理者、当該原子力・放射線関連施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮するものとする。

第2節 住民の避難及び避難住民等の救援に関する措置

1 武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び報告

武力攻撃事態等において、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努め、これらの情報を入手したときは、直ちに、国民保護対策本部に報告するものとする。この場合に

において、国民保護対策本部は、直ちに、その情報を事態対策本部に報告するものとする。

2 警報の発令、通知及び伝達

武力攻撃事態等に係る警報が発令された場合は、国民保護対策本部は、原子力規制事務所、原子力事業者等に対し、電話、ファクシミリ装置その他の適切な方法により、その旨を直ちに伝達するものとする。警報が解除された場合においても、同様とする。

3 避難措置の指示

武力攻撃事態等に係る避難措置の指示が発令された場合は、国民保護対策本部は、原子力規制事務所、原子力事業者等に対し、電話、ファクシミリ装置その他の適切な方法により、その旨を直ちに伝達するものとする。避難措置の指示が解除された場合においても、同様とする。

4 安否情報の収集及び提供

武力攻撃事態等において、各課等は、その保有する被災者の安否情報を速やかに国民保護対策本部に報告するものとする。国民保護対策本部は、各課等から受けた報告を速やかに地方公共団体の長に提供し、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に行われるよう協力するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

5 被災情報の収集及び報告

武力攻撃事態等において、各課等は、その所管する施設及び設備、関係機関等に係る被害状況その他の被災情報を収集し、速やかに国民保護対策本部へ報告するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、各課等から報告を受けた被災情報を、速やかに事態対策本部に報告するものとする。

第3節 武力攻撃災害への対応措置

1 武力攻撃災害への対応方針

原子力規制委員会は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、原子力・放射線関連施設の安全確保のために必要な措置を講ずるとともに、都道府県知事に対し、核燃料物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止、武力攻撃原子力災害への対処等の措置を適切に実施するよう、助言等を行うものとする。

2 原子力・放射線関連施設の安全確保

(1) 平素からの備え

原子力規制委員会は、平素から、原子力・放射線関連施設について、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 原子力・放射線関連施設の名称、所在地、管理者その他必要な情報を収集し、必要に応じて当該収集した情報を地方公共団体に対して提供するとともに、関係機関と共有する。

- ② 消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方等について、原子力・放射線関連施設の特性に応じた安全確保の留意点を定める。
- ③ 原子力・放射線関連施設の管理者及び事業者団体に対する安全確保の留意点の周知に努めるとともに、原子力・放射線関連施設の管理者又は都道府県知事からの求めに応じ、原子力・放射線関連施設の安全確保措置の実施の在り方に関し、必要な助言を行う。

(2) 武力攻撃事態等における措置

武力攻撃事態等において、原子力規制委員会は、原子力・放射線関連施設について、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 関係機関と連携しつつ、原子力・放射線関連施設の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、事態対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に通知する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の原子力・放射線関連施設の安全の確保のために必要な支援を求める。
- ② 危険が切迫している場合、緊急に広域的な対処が必要となる場合等において、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、必要に応じて、速やかに、関係機関の意見を聴いて、原子力・放射線関連施設の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該原子力・放射線関連施設の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。
- ③ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第3項の規定その他法令の規定に基づき、原子力・放射線関連施設の管理者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命ずるものとする。
 - ・原子力・放射線関連施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - ・核燃料物質等、核原料物質又は放射性同位元素等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - ・核燃料物質等、核原料物質又は放射性同位元素等の所在場所の変更又はその廃棄
- ④ 原子力・放射線関連施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該原子力・放射線関連施設の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための必要な措置を的確かつ迅速に講ずる。
- ⑤ 武力攻撃事態においては、警報の発令の対象となった地域内に発電用原子炉を設置する原子力事業者に対し、直ちに原子炉の運転停止を命ずるものとする。また、地域を定めずに警報が発令されたときは、状況に応じ必要と認める発電用原子炉の運転停止を命ずるものとする。

なお、武力攻撃予測事態においても、原子力規制委員会は、状況に応じ、必要と認める発電用原子炉の運転停止を命ずるものとする。
- ⑥ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急の必要がなくなったと認めるときは、③及び⑤に定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

第4節 訓練及び備蓄

1 訓練

緊急事案対策室及び原子力規制事務所は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を、適時行うものとする。訓練の実施に当たっては、関係機関と共同するよう努めるとともに、原子力規制委員会防災業務計画に基づき毎年度一回以上実施する防災訓練との有機的な連携に配慮するものとし、訓練の実施後、速やかにその事後評価を行う。

- ・原子力規制庁非常参集訓練
- ・国民保護対策本部設置運営訓練
- ・指定地方公共機関に対する警報の通知・伝達
- ・国民保護法第103条第3項その他法令の規定に基づく措置の実施命令
- ・その他国民保護措置の的確な実施に必要と認める訓練

2 備蓄

原子力規制委員会は、国民保護措置を実施する際に必要な物資及び資材が不足する場合に備えて、平素から物資及び資材の調達体制を整備するものとする。

第4章 武力攻撃原子力災害への対処

第1節 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関する基本方針

1 関係機関との連携

武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に当たっては、事態対策本部等と緊密な連携を確保するほか、平素から、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関等との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県の知事その他の執行機関から、武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

2 国民に対する適時適切な情報提供

武力攻撃原子力災害に対する防災対策について広く国民に理解と協力を得るため、平素から、パンフレット、インターネット等の多様な手段を通じ、防災対策等の必要性等について広報を行うものとする。また、武力攻撃事態等においては、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、原子力規制委員会が実施する武力攻撃原子力災害への対応措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供するものとする。

3 武力攻撃原子力災害への対応措置を実施する者の安全の確保

武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、武力攻撃原子力災害への対応措置については、これを実施する原子力事業者等の安全確保に最大限配慮するものとする。また、職員は、安全が確保されている中で武力攻撃原子力災害への対応措置を行いうるものとする。

第2節 武力攻撃原子力災害時の組織・体制等の整備

1 原子力規制委員会の議決の特例

次に掲げる場合において、原子力規制委員会委員長において特に緊急を要するため原子力規制委員会を招集するいとまがないと認めるとき又は原子力規制委員会の会議若しくは議事の定足数を欠いているときは、原子力規制委員会委員長は、それぞれに定める事項に

関し、原子力規制委員会を臨時に代理することができる。

- ・国民保護法第105条第1項前段の規定による通報を受けた場合 同条第2項の規定による対策本部長への報告及び関係指定公共機関への通知
- ・国民保護法第105条第1項に規定する事実がある場合 同条第4項の規定による当該事実の発生の認定
- ・国民保護法第105条第3項の規定による通報を受けた場合 同条第4項の規定により準用する同条第2項の規定による対策本部長への報告及び関係指定公共機関への通知並びに同条第4項後段の規定による所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに原子力事業者への通知
- ・武力攻撃事態等に至った場合 国民保護法第106条の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

2 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部

(1) 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部の設置

次のいずれかに該当するときは、原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害対策本部（以下「武力攻撃原子力災害対策本部」という。）を設置する。

- ・国民保護法第105条第1項の規定により原子力防災管理者（原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）から武力攻撃に伴い放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがある旨の通報を受けたとき。
- ・国民保護法第105条第3項の規定により所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事から同条第1項に規定する事実があると認めた旨の通報を受けたとき。
- ・国民保護法第105条第1項に規定する事実があると認めるとき。

(2) 武力攻撃原子力災害対策本部の組織及び運営

武力攻撃原子力災害対策本部の組織及び運営に関する事項については、原子力災害対策マニュアル、原子力規制委員会防災業務計画等の原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に関する定めに準ずるものとする。

(3) 武力攻撃原子力災害対策本部の事務

武力攻撃原子力災害対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ・国民保護対策本部その他の関係機関等との連絡・調整に関すること。
- ・武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。
- ・武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の管理者に対する指示、指導及び助言に関すること。
- ・武力攻撃原子力災害の応急対策及び事後対策に関すること。

(4) 武力攻撃原子力災害対策本部の廃止

武力攻撃原子力災害対策本部の長は、武力攻撃原子力災害の応急対策及び事後対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに武力攻撃原子力災害対策本部を廃止する。

3 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部

(1) 原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

武力攻撃原子力災害に係る武力攻撃事態等現地対策本部が設置されたときは、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の所在地域における緊急事態応急対策等拠点施設（原災法第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設をいう。以下同じ。）又はその代替施設に、原子力規制委員会・内閣府原子力防災担当武力攻撃原子力災害現地対策本部（以下「武力攻撃現地対策本部」という。）を設置する。ただし、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所に係る緊急事態応急対策等拠点施設が被災した場合その他必要があると認めるときは、武力攻撃原子力災害対策本部との連携等を考慮の上、当該武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の周辺地域又は他の地域に武力攻撃現地対策本部を設置する。

(2) 武力攻撃現地対策本部の組織及び運営

武力攻撃現地対策本部の組織及び運営に関する事項については、原子力災害対策マニュアル、原子力規制委員会防災業務計画等の原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部に関する定めに準ずるものとする。

(3) 武力攻撃現地対策本部の事務

武力攻撃現地対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ・関係機関等との連絡・調整に関すること。
- ・武力攻撃原子力災害に関する情報の収集・分析に関すること。
- ・武力攻撃原子力災害に係る原子力事業所の管理者に対する指示、指導及び助言に関すること。
- ・武力攻撃原子力災害の応急対策及び事後対策に関すること。

(4) 武力攻撃現地対策本部の廃止

武力攻撃現地対策本部の長は、武力攻撃原子力災害の応急対策及び事後対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに武力攻撃現地対策本部を廃止する。

4 連絡体制及び参集体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

原子力規制委員会は、緊急時に地方公共団体、原子力事業所その他関係機関との連絡を円滑に行うため、専用回線網等の維持・整備を行う。

(2) 参集体制の確立

武力攻撃原子力災害が発生した場合において、的確かつ迅速に初動体制を構築するための原子力規制委員会の職員の参集基準については、原子力規制委員会防災業務計画の定めに準ずることとする。

5 武力攻撃原子力災害への対応措置の実施機能の確保

(1) 緊急事態応急対策等拠点施設の整備

- ① 武力攻撃原子力災害に備え、あらかじめ緊急事態応急対策等拠点施設及びその代替施設を指定し、原子力事業所の所在地域における拠点とともに、平素から訓練等に活用する。

- ② 緊急事態対策等拠点施設においては、非常用電話、ファクシミリ装置、テレビ会議システム等の非常用通信機器、緊急時対策支援システム（原子力施設から常時伝送されるプラントパラメータ情報を受け、原子力施設の状況を把握するためのシステムをいう。以下「E R S S」という。）等の応急対策の実施に必要となる資料等の整備、維持及び管理をする。

（2）緊急時対応センターの整備及び維持

原子力規制委員会は、武力攻撃原子力災害の応急対策及び事後対策に関する措置を実施するため、電話回線、ファクシミリ装置、テレビ会議システム、E R S S 等必要な資機材を備えた十分な広さを有する緊急時対応センターの整備及び維持を行う。

（3）現地派遣体制の整備

原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員を武力攻撃現地対策本部、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、武力攻撃事態等現地対策本部等に速やかに派遣できるよう、緊急輸送関係省庁と派遣要領についてあらかじめ定めておくこととする。

6 武力攻撃原子力災害への対応措置に関する職員の派遣等

（1）事態対策本部への職員の派遣体制の整備

原子力規制委員会は、武力攻撃原子力災害が発生した場合に事態対策本部に所要の職員を派遣できるよう、平素から体制の整備を行う。

（2）現地への職員及び専門家の派遣体制の整備

原子力規制委員会は、武力攻撃原子力災害が発生した場合において、必要に応じ、関係職員及びあらかじめ選定した専門家を直ちに現地に派遣できるよう、平素から体制の整備を行う。

（3）原子力防災専門官との連携等原子力防災対応体制の整備

原子力規制委員会は、原子力事業者の原子力防災に対する指導及び助言並びに緊急時における現地の情報の収集・連絡等の初期対応を行うため、原子力規制事務所に配置されている原子力防災専門官と連携を図る。

第3節 武力攻撃原子力災害への備え

1 武力攻撃原子力災害への対応訓練の実施

（1）原子力規制委員会は、指定行政機関、地方公共団体、原子力事業者等が行う通報、緊急時モニタリング、武力攻撃原子力災害時の医療等の防災活動の要素ごと又は地域ごとの訓練に対して、必要に応じて人員の派遣等の支援を行うものとする。

（2）原子力規制委員会は、これらの実動訓練のほか、机上において想定事故に対する対応及び判断を試す訓練を実施し、現場における判断力及び緊急対処能力の向上を図る。

2 平素における国民等への情報提供

原子力規制委員会は、武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、原子力事業所周辺の住民等が緊急時に混乱と動搖を起こすことなく、国、都道府県及び市町村の指示に従って秩序あ

る行動を取れるよう、平素から、原子力事業所周辺の住民等に対して次に掲げる事項に関する情報の提供を行うものとする。

- ・放射性物質及び放射線の特性
- ・原子力事業所の概要
- ・武力攻撃原子力災害の内容とその特殊性
- ・武力攻撃原子力災害発生時における防災対策の内容

第4節 武力攻撃原子力災害への対応措置

1 武力攻撃原子力災害に係る通報等

原子力規制委員会は、国民保護法第105条第1項の規定により武力攻撃に伴い放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがある旨の通報を原子力防災管理者から受けたときは、直ちにその旨を事態対策本部及び国民保護対策本部に報告するとともに、関係指定公共機関その他の関係機関に通知する。同項に規定する事実があると認めるとき及び同条第3項の規定による通報を受けたときも、同様とする。

2 応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

- ① 武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、国民保護対策本部は、国民の保護に関する基本指針に基づき作成された関係省庁マニュアルの定めにより、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員及び必要に応じて原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センターに、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員を武力攻撃現地対策本部等に、原子力規制事務所長及び原子力運転検査官を緊急時対策所に派遣し、当該武力攻撃原子力災害の概要、今後の進展の見通し等の事故情報等を、直ちに事態対策本部、指定行政機関、関係地方公共団体その他の関係機関に連絡するほか、これらの機関と密接に連携するものとする。
- ② 武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある原子力事業所（以下「被災原子力事業所」という。）の緊急時対策所に派遣された、原子力規制事務所長及び原子力運転検査官は、必要に応じ現場の状況等を確認し、その結果を原子力施設事態即応センター、武力攻撃現地対策本部等の原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員に報告するものとする。また、原子力防災専門官は、現地の状況に関する情報の収集及び現地の関係者との連絡・調整を行うものとする。

(2) 現地への職員等の派遣等

- ① 国民保護対策本部は、国民保護法第29条第3項の規定による都道府県対策本部長の要請に基づき、適任と認める職員及び必要に応じあらかじめ選定した専門家を緊急事態応急対策等拠点施設に派遣する。なお、派遣に当たっては、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に輸送支援を要請する。
- ② 武力攻撃原子力災害対策本部は、必要に応じ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの現地への派遣に協力する。同チームは都道府県国民保護対策本部の下で、汚染・被ばく患者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）及び被ばく傷病者に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。
- ③ 被災原子力事業所にあっては、国の責任者が到着するまでの間、現地における国の大規模的な責任者として、原子力防災専門官が必要な情報の収集等を行う。

(3) 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングの実施については、状況に応じ、原子力規制委員会防災業務計画に準じて行うものとする。

(4) 原子力施設の使用停止等の命令等

武力攻撃事態等においては、原子力施設について、次のとおり対処するものとする。

- ① 武力攻撃事態等において、核燃料物質等又は原子炉に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第106条の規定に基づき、原子力事業者等（原子炉等規制法第64条第1項に規定する原子力事業者等をいう。以下同じ。）に対し、原子炉等規制法第64条第3項の製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質等の所在場所の変更その他当該核燃料物質等若しくは原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置（以下「使用停止等措置」という。）を講ずべきことを命ずるものとする。なお、武力攻撃事態において、地域を定めて警報が発令されたときは当該警報の対象地域に所在する原子力事業者等に対し、地域を定めずに警報が発令されたときは状況に応じ、必要と認める原子力事業者等に対し、原子力施設の使用停止等措置を講ずべきことを命ずるものとする。
- ② 原子力施設の使用停止等措置を講ずべきことを命ずるに当たっては、原子力施設及び運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、関係省庁及び原子力事業者と相互に緊密に連携し、対応する。
- ③ 武力攻撃事態において発出された警報が解除されたとき、その他使用停止等措置を講ずべき必要がなくなったときは、①に定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用について、その必要性を判断し、その判断を踏まえ事態対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。

(6) 退避・避難、救急医療等応急対策

- ① 武力攻撃原子力災害対策本部は、必要に応じ、事態対策本部に対し、避難のための立退き、屋内退避の勧告、放射性物質の放出後の一時移転等の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染、飲食物の摂取制限その他の武力攻撃事態等における緊急事態応急対策に関する事項の実施に係る提案を行う。
- ② 武力攻撃原子力災害対策本部は、実施した武力攻撃事態等における緊急事態応急対策の実施状況について、適宜、事態対策本部長に報告する。また、必要に応じ、地方公共団体等関係機関に連絡するものとする。

(7) 武力攻撃事態等における情報提供

- ① 武力攻撃原子力災害対策本部は、武力攻撃事態等において、原子力事業所周辺の住民等に正確な情報提供を迅速に分かりやすい内容で行うことができるよう体制の整備に努めるものとする。なお、これらの情報の伝達に当たっては、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者及び一時滞在者に十分配慮した対応を行うものとする。
- ② 武力攻撃事態等において、武力攻撃原子力災害が発生している現地では様々な情報が錯綜することが予想されるため、武力攻撃現地対策本部において情報の集約・整理を行い、周辺住民、報道関係者等に対する的確な情報の提供に努めるものとする。

3 復旧対策

- (1) 武力攻撃原子力災害対策本部は、武力攻撃原子力災害が発生したときは、被災原子力事業所の状態の把握及び応急対策の実施に努めるほか、事態の収束に向けて、汚染物質対策等の応急の復旧が講じられるよう努めるものとする。
- (2) 避難措置の指示が解除されたときは、関係省庁と連携の下、被災原子力事業所周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるために必要な体制の整備、風評被害等の影響を軽減するための広報活動の展開等の武力攻撃災害に係る復旧のための措置を講ずるものとする。
- (3) 被災原子力事業者への支援、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保等の復旧対策を講ずるものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態における活動体制の確立

1 原子力規制委員会緊急対処保護対策本部の設置

政府に緊急対処事態対策本部が設置されたときは、直ちに、原子力規制委員会委員長を長とする原子力規制委員会緊急対処保護対策本部（以下「緊急対処保護対策本部」という。）を設置する。この場合において、緊急対処保護対策本部は、速やかに、緊急対処保護対策本部を設置した旨を、緊急対処事態対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の連絡窓口に通知するものとする。

2 緊急対処保護対策本部の組織及び運営

緊急対処保護対策本部の組織及び運営については、原子力災害対策マニュアル、原子力規制委員会防災業務計画等の定めに準ずる。

3 緊急対処保護対策本部の事務

緊急対処保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- ・緊急対処保護措置の実施に関する原子力規制委員会の総括及び総合調整
- ・緊急対処事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
- ・緊急対処事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の原子力規制委員会への提供
- ・原子力規制委員会内からの被災情報その他の情報の取りまとめ
- ・緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的な作成等広報活動の総括
- ・その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な事務

4 緊急対処保護対策本部の廃止

緊急対処事態対策本部が廃止されたときは、速やかに緊急対処保護対策本部を廃止する。

第2節 緊急対処保護措置の実施方法

緊急対処保護措置については、第3章及び前章の定めの例により実施するものとする。